

宇治市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和3年3月29日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

- 1 監査の結果を公表した日
令和3年2月25日（宇治市監査委員公表第2号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 健康長寿部 年金医療課
監査期間 令和2年11月2日～12月23日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	(1) 保険料収入状況について 後期高齢者医療保険料の滞納分について、 適正な債権管理に努められたい。	府内の自治体の後期高齢者医療制度に基づく保険料の滞納処分の状況について調査するとともに、適正な債権管理について係会議の議題とし、今後、滞納処分の実施について検討することを確認しました。